

上野 美恵子

早速質問に入ります。

はじめに、緊急な支援が求められる物価高騰対策です。

止まらない物価高騰の中で、市民生活はひっ迫しています。「1日1食しか食べない」という声もあり、対策は待ったなしです。

日本共産党市議団は、5月29日、止まらない物価高から市民生活を守る20項目の「緊急申し入れ」を行い、市の早急な対応を求めました。

第1に、昨年の2倍にも跳ね上がったコメの価格は、国民が主食の米にも事欠く事態です。政府もコメの価格高騰対策に乗り出していますが、行き届いていません。緊急的な措置として、低所得世帯へのコメ購入補助、例えば「お米券」などの支給を実施していただけないでしょうか。

第2に、光熱水費の高騰も家計を直撃しています。東京はこの度、物価高騰と例年以上と予想される猛暑への対応を考慮して一般家庭約800万件の水道基本料金を4カ月間免除する方針です。約8割の家庭が利用している口径20ミリの水道で1世帯当たり4カ月5,000円程度の負担軽減になり、必要な経費は368億円とのことです。東京都の取り組みを参考に、本市でも猛暑となる夏場の水道基本料金の減免を実施していただけないでしょうか。

第3に、物価高騰で迎える猛暑の夏、熱中症予防を予防し、いのちと健康を守るために、生活保護世帯への市独自の夏季加算や、生活保護世帯・非課税世帯等へのエアコン購入補助を実施していただけないでしょうか。

第4に、日本共産党の「要求対話アンケート」には、羽詰まった声が多数寄せられています。物価高騰による困窮は今後さらに厳しくなると思われます。市として、市民の困難を受け止め、各種制度の活用につながる相談窓口を設置していただけないでしょうか。

（答弁）

市民の暮らしぶりをご存じないと思います。市民の実情を直に見聞きしてください。水道料金の基本料金減免は、東京都に続き、政令市では大阪市や札

幌市が実施することを申し添えておきます。

+

次に、TSMC進出と地下水保全

今年1月、JASM第1工場でPFBS・PFPeS・PFBAの3種類のPFAS使用が判明しました。昨年12月の県環境モニタリング委員会の調査結果では、JASM第1工場の排水処理を行う北部浄化センターの放流口がある坪井川下流地点で、PFBSが1リットル当たり87ナノグラム、PFBAが38ナノグラム検出されました。これは、ドイツの規制値PFBS・PFBAを含む20種の合算値で100ナノグラムを上回っています。

第1に、県の調査で坪井川下流でのPFBS・PFBA濃度が上がったことについて、県環境モニタリング委員会は「工場稼働との因果関係が認められる」と指摘しました。日本国内ではPFBS・PFPeS・PFBAは規制対象外ですが、EPA・米国環境保護庁は、PFBSの甲状腺・発達・腎臓への影響、PFBAは経口での定量暴露で甲状腺・肝臓・発達に影響が出る可能性が高いと報告しています。ドイツをはじめEUでは、PFBS・PFBAの規制を厳しくする動きが出ています。水俣病の教訓に学び「予防原則」の立場で、PFASの使用中止を県がJASMに求めるよう、県へ要望すべきではないでしょうか。

第2に、本市でも「熊本市地下水保全条例」を改正し、汚染対象物質にPFASを加え、規制すべきではないでしょうか。

第3に、坪井川下流地点におけるPFBS・PFBAの濃度上昇というJASM第1工場の稼働による影響が明らかとなった今、熊本北部浄化センターの放流口がある坪井川の上流から河口、有明海に至るまでのPFBS・PFPeS・PFBAの調査を熊本市として実施し、その結果を定期的に公表すべきではないでしょうか。

以上、市長に伺います。

(答弁)

市として独自のPFBS・PFBA検査と情報提供は、行われるとのこと³です。今年度、検査機器購入が予算化されているので、年度内の早期実施を期待します。

「資料1」をお願いします。

JSAM第2工場とソー新工場の排水対応のための下水処理場が合志市・菊陽町にまたがり整備が予定され、その放流口が白川の熊本市内の吉原橋付近に予定されているようです。放流口予定地の近隣住民から、「こんな大事なことが、全く説明されない。知らなかった」と怒り・抗議の声が寄せられました。もちろん私ども議会も知りませんでした。

第1に、この問題で熊本市に対し、県の説明はいつ・どのように行われているのでしょうか。市長は、県から情報を得た時点で市民へ知らせる必要があるとの判断をされなかったのでしょうか。

第2に、下水処理場の排水はどのようなルートで白川に流れてくるのでしょうか。排水量はどの程度と予定されていますか。

第3に、周辺住民への説明はどのようになっていますか。これまでと、今後の取り組みをご説明ください。

（答弁）

県から熊本市の関係各課に対し、昨年3月に説明が行われていたそうです。県が整備する処理施設はいえ、1年以上、市民だけでなく、議会に対しても情報提供がなかったことは重大な問題であり、釈然としません。

答弁がなかったので伺いますが、市長は県からの情報を得た時点で、市民や議会へなぜ情報提供をしなかったのですか。必要があるとは思われなかったのでしょうか。

（答弁）

・・・・・・・・・・

坪井川下流でのPFB S・PFB Aの値上昇で、J A S Mの排水処理への関心は急速に高まっています。市の真ん中を流れる1級河川白川の熊本市内部分に、J A S M第2工場等セミコンの排水対応をする下水処理場の放流口が設置されるという重要な情報が市民にほとんど知らされてこなかったことは問題です。市民が知らなかったでは済まない問題だということを肝に銘じ、今後は市が主体的に関わって市民への説明や情報提供を行うようお願いしてきます。

白川への放流口設置は、放流口周辺だけでなく、その下流域、有明海に至るまでの有機フッ素化合物汚染が懸念されます。

私どもが繰り返し求めてきた、J A S Mの工場排水を外に出さないことがますます重要です。J A S Mに対し、第1工場・第2工場での使用水を外に出さず工場内で処理するシステムをつくるよう、県と熊本市、関係市町村から求めることを強く要望しておきます。

続いて、「子どもの権利条約」実践が求められる教育行政です。

今年3月28日に、教育行政審議会より教育行政全般に関わる「熊本市の教育行政の在り方について」の答申が出されました。2023年5月から10回の審議会が開かれ、約2年かけての答申でした。教育委員会、学校現場、子どもの権利サポートセンター、関係機関との役割分担、国への提言の5つの柱からなり、今後の教育行政に方向性に関わる重要な内容です。

第1に、教育行政審議会答申「熊本市の教育行政の在り方について」は、教育委員会会議にいつ報告され、どのように議論されたのでしょうか。

第2に、今、教育行政に求められるのは、子どもの権利条約を実践の立場で、子どもが権利の主体であるという考え方や子どもの最善の利益という点を明確にすることです。特に、学校現場では、2019年に国連子どもの権利委員会が日本政府の報告に対して述べた総括所見を踏まえた対応が必要ではないかと考えます。「行政機関等が子どもに関するすべての決定において子どもの最善の利益を考慮しているわけではない」という点を、答申ではどのように考慮されましたか。

また、「締約国が、意見を聞かれる権利を子どもが行使できるようにする環

境を提供する」との勧告があります。今回の教育行政の在り方の議論で、⁵子どもの意見表明権、聴取される権利はどのように保障されたのでしょうか。

第3に、答申は、校長権限で学校への録音機器やカメラ導入を可能とします。カメラや録音機は、発生したいじめを発見・記録するためのものです。国連子どもの権利委員会は、いじめ問題での「防止対策の推進」や、「ストレスの多い学校環境から子どもを開放するための措置の強化」も勧告しています。いじめの予防対策が求められているとき、学校現場にカメラ・録音機を導入して子どもたちを過度のストレスにさらすことは子どもの権利、国連勧告に反しませんか。

いじめへの対応は、予防的措置を積極的に取り組み、当事者である子どもや保護者の意見を広く聞き、ストレスいっぱいの学校現場の状況こそ改善すべきではないでしょうか。

以上、教育長に伺います。

（答弁）

地方教育行政の仕組みとしての教育委員会制度は、大きな特性の一つに「合議制」があります。教育行政審議会が出した答申は、審議会の意見として教育委員会会議のテーブルに乗せ、協議すべきです。そうしなければ、答申イコール方針になってしまいます。教育は、教育長ひとりの判断でも、教育委員会事務局主導でもいけません。「教育委員会の合議制」について、今一度認識を深めてください。

また、学校への録音機器やカメラ導入の問題は、審議会でも、意見が分かれていた問題で、影響も大きい重大な問題です。先ほど述べたように、日本の教育は、再三にわたり、国連子どもの権利委員から、厳しい勧告を受けています。子どもたちの過度な競争と管理をやめ、ストレスから解放し、教育の自由・自主性を保障し、学校を子どもも教職員も安心できる場にする、一人ひとりの子どもを人間として大切にする学校現場こそ実現していただきたいと思っています。あらためて、国連勧告を紐解き、子どもが権利の主体であるという立場で、その最善の利益となるよう、委員会としての議論を深めていただくよう、お願い

いたします。

次に、市電問題です。

市電運賃がこの6月から値上げされ、「事故ばかりの市電がなぜ値上げ？」との厳しい声が寄せられています。特別委員会もありましたが、市電の信頼回復と安全運行確保について、市の最高責任者である市長の決意を伺います。

第1に、運転士が100%非正規であり手がなく、いのちを預かる事業でありながら責任感は薄れ、長年の業務職不採用で減っている技工職を再任用と会計年度任用職員で補っています。運転と整備の両面で、経験の蓄積、人材の確保・育成の機能が失われています。しかも、運転士の残業時間は、長期間、1人・年間400時間前後で推移し、残業続きの長時間勤務が常態化しています。交通局が行った全職員アンケートには、「ダイヤへの対応が厳しく、生活リズムが崩れる」「睡眠時間が少なく集中力が維持できない」「給料が安く、休日出勤しないと生活できない」などの声があり、起こるはずもないミスによる事故繰り返し要因はここにあります。

鹿児島市交通局は、電車運転士がすべて正規職員です。バス事業は3分の1が会計年度任用職員ですが、運転士確保のために、会計年度任用職員を対象に正規職員への選考試験を8年ぶりに実施、正規職員への移行が行われています。

安全運行のため、運転士・技工職を確保し、運転士のすみやかな正規化、常態化した残業の解消が必要と考えますが、いかがでしょうか。

第2に、6月1日に、市役所付近のカーブで摩耗したレールの補修部分が約1・6㍻剥離する区間運休事故が発生しました。市電は全長12kmのレールの約4割が、耐用年数30年を超え、交換が追い付いていません。老朽化解消へ、必要な施設の更新・必要な事業者の確保・技工職の確保を確実にやっていくべきではないでしょうか。

第3に、6月からの運賃値上げは、一方で利用者減が見込まれています。利用者が減る取り組みは大間違いです。鹿児島市電は、170円の運賃で利用者増を努力されています。政令市の神戸市では、高校生等通学定期券補助制度に

取り組み、2025年度は予算・約22億円で、市内の高校に通学する生徒は全額無料、市外の高校への通学の場合は半額補助を行います。市民に喜ばれ、市電の利用促進につながる、料金値下げや高校生の通学定期無料などの各種補助制度、さらには全国共通ICカードの利用継続などこそ、予算を確保し、実施すべきではないでしょうか。

第4に、市電の安全運行と信頼回復は、今や交通局の問題ではなく、市政の信頼、市長の姿勢が問われる問題となっています。昨年9月議会で、私は市長に「インシデントが相次ぐ交通局に足を運ぶべき」と言いました。その後、交通局には何回行かれましたか。現場職員と一緒にあって、安全の回復に取り組んでこられましたか。

以上、市長に伺います。

（答弁）

市長は、「職責に応じた身分の安定化は不可欠」とお述べになりましたので、市電再生の検討内容に明記された「運転士の正規雇用化」の早期実施をお願いします。

「資料2」をお願いします。

市長は、5月30日の記者会見で「危機的状況下にある熊本市電が生まれ変わるため、『熊本市電再生プロジェクト』を立ち上げ、『市電再生タスク・フォース』を設置する」と大々的にアピールされました。ところが、その2日後にレールの剥離事故が発生しました。

これだけ市電が大問題なのに、市長は交通局に2回しか足を運ばず、3月の人身事故の時も、今回の剥離事故の時も市長は上京して留守でした。昨年3月、私は市長の出張が多すぎると指摘しました。当時の答弁は「年間103日」でしたが、2024年度はさらに増え、示した表にあるように年間115日の出張です。昨年度の常勤職員の出勤日は243日なので、出勤日の約半分が出張で留守です。2日に1回の出張より、月1回でも交通局に行って運転士等、現場の声を聞くべきだと思いますが、市長は、この間市電に乗られましたか。様々

な対応が求められる運転士の業務の苦勞をご覧になりましたか。伺います。

（答弁）

現場を知らずして、事業の再生・再建はできません。交通局と共に一丸となって、市の最高責任者としての責任を果たされるようお願い致します。

続いて、巨額な税金投入となる市役所建替え問題です。

物価高に苦しむ市民生活をよそに、新庁舎整備は最優先です。新庁舎700億円より、暮らし優先が市民の願いです。

庁舎移転建替えの問題点を指摘し、お尋ねします。

第1に、「現庁舎跡地利活用に関するサウンディング型市場調査」の結果概要が公表されました。そこには、ハイクラスホテル整備の提案が14社、マンション整備の提案が11社あり、13社が高さ規制の緩和を求めています。

熊本市のランドマークは誰もが認める日本三名城・熊本城です。現庁舎の場所は、熊本城の目の前、熊本市の顔となる一等地です。市長は、熊本城の目の前に、デベロッパー・ゼネコンが提案する、立ちふさがるような高級ホテルや高層マンションの建設を市民が望んでいるとお考えでしょうか。市民がこよなく愛する熊本城の景観を守る海拔55mの景観基準こそ守るべきではないでしょうか。

第2に、「現庁舎跡地利活用サウンディング調査」では、複合ビルに公共施設を導入する提案もあったそうです。具体的内容をご説明ください。

併せて、熊本駅前東A地区再開発・森都心プラザ、ならびに桜町再開発・熊本城ホール、それぞれの総事業費・補助金額・市が負担した床代金をお示しください。また、森都心図書館の整備費用もお示しください。

第3に、現庁舎跡地の利活用に、市が公共施設等で参加すれば、跡地利活用に税金を投入することにはなりませんか。

第4に、桜町再開発で整備した熊本城ホールは、利用開始からこれまで稼働目標に一度も達していません。新型コロナの際には、2年間で約5億円の指定管理料補填を行いました。商業スペースでは店舗が相次ぎ入れ変わり、空きス

ペースが生じています。桜町に続き、新庁舎整備、現庁舎跡地開発と、大型開発を次々に立ち上げ、事業が成り立っていくのでしょうか。

第5に、新庁舎整備も、現庁舎周辺のまちづくりも、企業の支援で進んでいきます。しかし、市民への情報提供や説明責任が果たされていません。庁舎整備と周辺のまちづくりは、100年の計ともいえるべき市政の大事業です。折々に市長も参加した説明会を開くとともに、徹底した情報公開の立場で「現庁舎跡地活用等のサウンディング調査」の内容は市民に公開すべきではないでしょうか。

第6に、熊本市のハザードマップにおける現庁舎と桜町NTTの浸水深は何メートルでしょうか。また、「ハザードマップによれば、現庁舎が浸水する」ので移転するということは、サウンディング調査に参加した企業にはきちんと伝えてありますか。

以上、市長に伺います。

（答弁）

ただいま市長は、景観の質問に「経済性とのバランス」と答弁されました。地方都市での開発事業の採算性は厳しく、経済性を考慮するならば、高さ・容積率の緩和は必須です。熊本城の目の前に高層のハイクラスホテルや豪華マンションが立ち並べば、熊本城の景観がビルに埋もれてしまいます。一部の富裕層のための開発に、大切な市民の財産である熊本城の景観と「手取本町1の1」を差し出していいのでしょうか。それを誰が願っているのでしょうか。また、開発事業者の採算を成り立たせるためには、容積率を引き上げ、床面積を増やさなければなりません。今回のサウンディング調査では、図書館などの公共施設を整備する提案がありますが、今全国で、売れない床を処分するため、市街地の開発事業に公共施設が導入されています。その場合、事業費に補助金と床取得費と公費が二重に投入されます。そうしなければ成り立たないので、その身近な事例が桜町再開発・熊本城ホールや熊本駅前東A地区再開発・新都心プラザです。桜町再開発は公費負担が416億円で、総事業費790億円、駅前東A地区再開発は公費が116億円で、総事業費21

0億円の55%です。総事業費の半分以上を税金で負担して成り立っているのが地方の大型開発です。市役所跡地の開発でも、民間事業者の提案に応え公共施設を整備することにでもなれば、莫大な費用負担が発生します。

桜町再開発に425億円つぎ込んだばかりなのに、市役所建替えに700億円以上投入し、さらに現庁舎跡地の開発に数十億円、数百億円の新たな負担が発生します。そんな財政負担ができるでしょうか。「図書館や公共施設の家がありました」と簡単に言われますが、市長は、現庁舎跡地の開発に市の負担はないと言い切れますか。

（答弁）

・・・・・・（言い切れないと思います）

詳細な内容も公表しないサウンディング調査をもとに、事業者の採算を念頭に開発をすすめれば、市役所建替えだけでも700億円以上必要なのに、さらに何十億、何百億円もの財政負担を背負わなければなりません。市役所の移転建替えは、一体となって進む現庁舎の跡地開発まで含め、1000億円をはるかに超える莫大な事業費負担が発生する可能性があることがはっきりしたと思います。そのことも含めて、市民の理解・納得を得るべきです。そのこと抜きに、一歩もすすめるべきでないことを申し上げておきます。

最後に、政治資金については、すべて市長に伺います、

自民党の裏金問題をはじめ、政治とカネの問題は、未だ根本的に解決されない問題として国民の大きな関心事です。大西市長の政治資金については、昨年3月議会の一般質問で取り上げて以来、地元紙等でも何度も報道されてきました。市長の政治倫理に関わる問題です。

はじめに1点伺います。市長の資金管理団体は「企業献金」を受け取ることができないという認識をお持ちでしょうか。

（答弁）

・・・・・・

続けて伺います。

市長の資金管理団体へ、企業の住所での寄附がある点を指摘してきました。市長は、「公共事業の発注は、関係法令に基づき、適正に契約事務を行っている」と答弁されました。

市長に個人寄附をしている会社役員の住所にある会社との契約が多々あり、随意契約も散見されます。随意契約は、市が任意に特定の相手方を選択して契約する方法で、競争によらない契約です。随意契約における公平性・公正性について、どのようにお考えでしょうか。

（答弁）

市長は、随意契約に自身が介入した事実は一切ないと言われますが、それならば、公共事業の発注先企業役員からの寄附はきっぱり辞退なさってはいかがですか。それが、いらぬ疑いがもたれない一番のやり方です。

そこで、1点伺います。

今年2月に「熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務委託」が契約額16億3,130万円で、プロポーザル、いわば随意契約により2社J.Vの「日建・太宏共同企業体」と締結されています。この契約で日建設計とJ.Vを組んでいる地元企業の住所で企業役員として市長の資金管理団体・新世代政経懇話会へ2022年に50万円の寄附が行われています。新庁舎建設で設計を担うJ.Vの構成企業の住所で、その企業の役員が、市長の資金管理団体に多額の寄附があったという事実は、市民の目にどう映るでしょうか。発注権限を持つ市長の側は、本市政治倫理条例に照らして、疑念がもたれるのではないのでしょうか。お尋ねします。

（答弁）

地方自治法では、自治体の契約は一般競争入札が原則と規定しています。自治法を解説する「逐条 地方自治法」では契約について、「普通地方公共団体の契約事務は、公正を第一義として、一般競争入札が締結する契約方法の原則とすることは当然との原則を明確にしている」と解説しています。事例とした新庁舎整備の設計等業務を担う企業だけでなく、市長の政治団体に寄附された方々の住所にある企業と多くの随意契約を結んでいる事実があることは、自治法が規定する契約の原則に照らしても、市民に疑問を持たれかねません。本市政政治倫理条例は、疑念を抱かせることを戒めていることをお忘れなく。

続いて、「資料4」をお願いします。

市長の政治資金パーティーについて伺います。

(1) 2022年10月8日開催のパーティー券収入は1157万円です。このうち、大口購入者2人が合計180万円分を購入しています。総収入1157万円から、大口分を引くと残る収入は977万円です。一方、パーティーに対価の支払いをした人は1052人で大口の2人を除けば1050人です。1人1枚の購入としても、払っていない人が73人となり、パーティー券収入と対価の支払いをした人の人数が食い違っています。収入額と支払者人数のどちらが間違っているのでしょうか。

(2) 2022年収支報告書の政治資金パーティーでは、北区の企業が大口購入者として130万円分を購入しています。「くまもと企業白書」を見ると、この企業の2022年度従業員は49人です。市長は、49人の従業員の企業から130人の参加があると思っておられたのでしょうか。

以上、2点伺います。

(答弁)

今のパーティー券収入で、もう1点伺います。

実際に新世代政経懇話会のパーティーに参加している複数の方々聞く機会がありました。「実際の参加は1〜2名か、2〜3名でも、10枚・20枚単位

で買ってますよ」というものでした。また、「どこも、そうじゃないでしょう³か。お世話になってるので」とも言われました。

10枚、20枚購入したとなれば、パーティーに参加しなかった9枚、19枚というパーティー券はどこに行ったのでしょうか。その代金はどうなっているのでしょうか。お尋ねします。

(答弁)

もともとパーティー券収入と対価の支払いをした人の数は食い違っています。さらには政治資金収支報告書の特定パーティー収入の記載欄では、「対価の支払いをした者の数」を書くようになっていますが、そこに「参加した人の数」を書いては、虚偽記載ということになるのではありませんか。

10枚・20枚単位で購入している事業者が多数あるようですが、報告書への記載は1人・1枚程度というのも不可解です。

いろいろ答弁されましたが、パーティー券収入については、疑問点がいくつも残ります。市長の政治資金パーティーのチケット代金支払いは、振り込みと現金があるために、販売金額の全体は資金管理団体にしかわからないということも、パーティー券への疑念につながっています。

寄附にしても、政治資金パーティーにしても、熊本市政治倫理条例第3条に規定された「企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない」「市民全体の代表者として、品位と名誉を損なう行為を慎む、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない」という、市長や議員など、市民に選ばれたものが守るべき政治倫理の基準に照らして、一点の曇りもないものでなければなりません。そういう意味で、疑念の持たれる数々の点は、市長の倫理感、政治倫理が問われる問題だと思います。

政治倫理条例に照らして、政治家の倫理を問う、その調査請求権は市民に付与されています。よって、政治家自身の感覚でなく、市民の目で見て正しい倫理観が必要とされるのだということを指摘しておきます。

この度、「熊本市議会と熊本大学法学部との連携協力に関する協定」が締結されました。二元代表制の一翼を担い、市民の代表として市政の意思決定を行う私たち熊本市議会が、大学との連携によって政策立案能力・市政へのチェック機能を高め、住民福祉の向上という自治体の目的達成のために、私も真摯な気持ちで頑張っていきたいと思います。

以上で質問は終わりです。

足元の悪い中、傍聴にお願いいただいた皆様、インターネットでご視聴のみなさま、ありがとうございました。